

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 585 名

被告 東京電力株式会社

2015（平成 27）年 8 月 31 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

準備書面 139

（浪江町の現況について）

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利



同

広田次



同

鈴木堯



同

清水



同

米倉



同

笹山尚



同

市野綾



外

第1 放射線量等の分布状況と区域再編

1 放射線量等の分布

浪江町では、本件事故により大量の放射性物質が飛散し、2015（平成27）年8月下旬に至っても、浪江中学校（川添・居住制限区域）で3 μ Sv/時以上、浪江高等学校津島校（津島・帰還困難区域）で5 μ Sv/時以上の放射線量率を示すなど、いまなお町内広域で高い放射線量が観測されている（甲A175-1、175-2。原子力規制委員会 放射線モニタリング情報より）。

2 区域の再編

平成25年4月1日、浪江町は区域見直しが適用され、3区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編されている（甲A176。避難指示区域の概念図）。

このうち避難指示解除準備区域（20ミリシーベルト/年以下、空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時以下）は、復旧や除染事業を進め、住人が帰還できるための環境整備を行っていくとされている。同区域に該当する大字名は、権現堂、高瀬、幾世橋、北幾世橋、棚塩、請戸、中浜、両竹、西台、藤橋である。

居住制限区域（20ミリシーベルト/年超、50ミリシーベルト/年以下、空間線量率が3.8マイクロシーベルト/時超9.5マイクロシーベルト/時以下）は、立入りは制限されないものの、不要な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りは控えるべきとされている。同区域に該当する大字名は、川添、牛渡、樋渡、谷津田、田尻、小野田、加倉、苧宿、酒田、立野である。

帰還困難区域（50ミリシーベルト/年超、空間線量率が9.5マイクロシーベルト/時超）は、立入りは制限され、一時立入りの際は防護服やマスクを着用するとともに、線量計を携行するよう周知されている。同区域に該当する大字名は、井手、小丸、大堀、酒井、末森、室原、津島、南津島、川房、昼曾根、下津島、赤字木、羽附である。

（以上、甲A177。浪江町HPより）。

第2 浪江町のインフラ復旧の見込み

1 道路

浪江町の道路は、復旧工事が予定されている6つの道路すべてが、平成26年3月末時点では工程が見込みにくいとされ、工程が見込めるのは、帰還困難区域内の町道鳥喰後畑線他3路線の点検と応急処補修のみである(甲A178。浪江町HP工程表)。

2 上水道

上水道については、平成26年3月末時点で修繕工事がなされ復旧が完了したものもあるが、復旧工事が予定されている9か所の上水道のうち、6か所については工程が見込みにくいとされている。(甲A178)。

3 公共下水道

公共下水道の復旧工事も予定されている全てが平成26年3月末時点で工程が見込みにくいとされている(甲A178)。

4 農業集落耕水

農業集落耕水についても平成26年3月末時点で、予定されている全ての工程が見込みにくいとされている(甲A178)。

5 農林業施設

農林業施設に至っては、予定されている7施設のうち、4施設の工程が未定とされており、残りについても測量設計を実施したのみである(甲A178)。

6 役場等公共施設

役場庁舎は設備修繕工事をおこなったものの、下水道接続工事は平成26年3月末時点で工程が見込みにくいとされている。

その他、集会所の復旧工事は平成26年3月末時点で未調査という状況

である（甲 A178）。

7 学校教育施設等

学校教育施設等については、平成26年3月末時点で予定されている8施設のうち6施設において工程が見込みにくいとされており、これらについては耐震診断・設計等ですら未着手とされている（甲 A178）。

8 社会教育施設等

社会教育施設等も、平成26年3月末時点で、予定されている全ての工程が見込みにくいとされている（甲 A178）。

9 住宅

住宅についても、予定されている全ての公営住宅の工事について、平成26年3月末時点で工程が見込みにくいとされ、そのうちの1つの町営住宅については調査も未着手とされている（甲 A178）。

10 小括

上記のとおり、浪江町においてはインフラ復旧工事も未だ道半ばであり、人が生活できる状態になるまでには相当の年数を要すると見込まれる。後述の住民意向調査の結果のとおり、住民は帰還する条件として、インフラの復旧が重要であると考えていることからすれば、浪江町の避難指示解除後1年後に多くの住民が帰還し、本件事故前と同様の町の姿に戻ることを期待できる状況にはないと考えられる。

第3 人口の減少

住民基本台帳に基づく調査によれば、平成23年3月1日時点の浪江町の人口は2万845人、世帯数は7192世帯であったが、平成27年7月1日時点は、人口1万8230人、世帯数は6540世帯である。住民基本台帳上ですでに人口1割以上の2615人、世帯数は1割近くの652世帯が減少している（甲 A179。福島県統計調査より。）。

浪江町によれば、2015（平成27）年7月31日現在、合計2万985人の浪江町の住人が福島県内外に避難を継続している（甲A180。避難状況）。

こうした状況に加えて、インフラ復旧の遅れ（既述）及び後述する住民意向調査の結果からすれば、避難指示解除後の浪江町の人口の大幅な減少は避けられないものと考えられる。

第4 住民意向調査の結果

1 復興庁による住民意向調査

復興庁は、2012（平成24）年度以来、毎年1回、原子力被災自治体における住民意向調査を実施している。以下の2014（平成26）年度の浪江町の住民意向調査結果（甲A181）からも、避難指示解除後の浪江町は、本件事故前と大きく変容するであろうことがわかる。

2 世帯人数の変化

本件事故当時の浪江町の世帯人数は、2人が最多の21.5%で、次いで3人（19.9%）、4人（16.5%）であり、5人以上の世帯も合計で25.6%であった（甲A181、8頁）。

これに対し、現在の世帯人数は、2人（31.3%）、次いで1人（22.5%）であり、5人以上の世帯は合計9.8%に過ぎない（甲A181、8頁）。

かかる調査結果から、本件事故後、浪江町民は家族離散の状況にあることがわかる。

3 避難指示解除後の町の高齢化

（1）年代別

帰還意向については、「現時点で戻らないと決めている」（48.4%）が多数であり、「まだ判断がつかない」（24.6%）を大きく上回っている。

そして「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」は、17.6%である。そのうち、「いずれ戻りたい」が79.4%と最も高く、「すぐに戻りたい」

は19%となっている（甲A181、46頁）。

この点、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」は、年齢が高くなるにつれ高くなっており、70代以上では21.3%となっている。

一方、「現時点で戻らないと決めている」は、10～20代では65.5%、30代では64.4%と6割を超えており、他の年齢に比べ高くなっている（甲A181、46頁）。

（2）世帯構成別

世帯構成別でみると、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」は、65歳以上だけの世帯では23.2%となっており、18歳未満のいる世帯と比べ高くなっている。

一方、「現時点で戻らないと決めている」は、18歳未満のいる世帯で59.9%となっており、65歳以上だけの世帯に比べ高くなっている（甲A181、47頁）。

そして、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」のうち、「すぐに戻りたい」は65歳以上だけの世帯が22.6%と18歳未満のいる世帯と比べ高くなっている。一方、18歳未満のいる世帯は「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」のうち、「いずれ戻りたい」が88.2%と9割弱を占めている（甲A181、58頁）。

さらに帰還を考えている世帯でも、高校生以下の子どもがいる世帯はほとんどいない（甲A181、63頁）。

（3）帰還希望者の減少

この点、平成24年度の調査では、帰還意向者は4割近くいたのに対し（甲A182、16頁）、平成26年度の調査では上記のとおり2割に満たない。

これは、インフラ復旧の目処が立たず、被ばくの不安もなくなるまま、避難生活が長期化するにつれて、帰還を諦める住民が増加していることを示している。

(4) 小括

こうした調査結果から、避難指示解除後の浪江町は、本件事故前と比べて、大幅な高齢化が進むとともに人口は減少し、町の状況は本件事故前に比し大きく変容すると考えられる。

4 帰還を判断する上で必要と思う情報

(1) 浪江町への帰還を判断する上で必要と思う情報については、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」が71%と最も高く、次いで、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」が59.9%、「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」が55.2%になっている（甲A181、52頁）。

また、浪江町への帰還を判断する上で必要と思う情報のうち、重視したいものについては、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」が43.1%と最も高く、次いで「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」が24.2%、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」、が23.9%となっている（以上、甲A181、55頁）。

(2) こうした調査結果から、住民は、インフラ復旧という物理的な条件のみならず、放射能被害の不安を今ももっており、その不安が解消されない限り、浪江町への帰還は難しいと考えていることがわかる。

かかる調査結果を帰還希望者に若い世代が少ないこと（既述）と併せてみると、若い世代ほど本件事故による放射能被害の不安が大きいものと考えられる。したがって、放射能被害の不安が払しょくされない限り、浪江町には若い世代が戻ることは難しく、本件事故前とは大きく変容してしまうであろうと考えられる。

以 上